

=福岡県産リサイクル製品認定制度を創設=

県内のリサイクル産業の育成や再生資源の有効活用を図ることを目的に、一定の基準を満たす県内で製造されたリサイクル製品を認定し、その利用促進を図る制度を創設します。



1 対象とする認定品目

対象とする認定品目は、次の7分類です。

- ①紙類(コピー用紙、トイレットペーパー等)、②文具類(ファイル、バインダー、名札等)
- ③オフィス家具等、④制服・作業服、⑤インテリア・寝装寝具・その他の繊維製品
- ⑥農業資材(プランター等)、⑦照明

※認定品目は、今後、順次拡大していきます。

2 認定要件

申請するリサイクル製品が次の要件に適合していることが必要です。

- ①県内製造、②認定基準適合、③関係法令遵守、など

3 認定申請者

リサイクル製品の製造・加工・製造委託等を行う者

4 認定によるメリット

- ① 県が認めたりサイクル製品になります。
- ② 県が積極的に認定製品をPRします。
- ③ 消費者が認識しやすい県の認定マークを表示できます。
- ④ 県や市町村による利用促進が期待できます。

5 本制度の特徴

- ① 県内リサイクル産業の育成を図る制度
- ② グリーン購入法に準じた基準であること
- ③ 県関係機関で利用促進に取り組む制度

リサイクル製品の認定申請を受け付けます

- ◆申請の受付期間◆ 平成27年12月14日(月)～12月18日(金)
- ◆申請方法◆ 12月7日(月)～11日(金)事前電話受付します。
認定申請書に必要書類を添えて提出していただきます。
- ◆認定の手続き◆ 申請 → 受付 → 審査委員会 → 認定(認定証交付) → 公表
- ◆受付窓口及び問い合わせ先◆ 環境部循環型社会推進課リサイクル係
〒812-8577 福岡市博多区東公園 7-7
TEL 092-643-3372 FAX 092-643-3377

*詳細は県ホームページをご覧ください。(http://www.pref.fukuoka.lg.jp)